

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国では、空き家が増える一方、低額所得者、高齢者、障がい者などの住宅確保要配慮者が増加し、また、近年頻発している自然災害の被災者への住まいの確保への対応も急務となっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、住居確保給付金の支給決定件数が急増するなど、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題である。

よって、国会及び政府においては、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

記

- 1 住宅施策全般について、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割を明確化するとともに、支援ニーズを的確に把握しながら、見える化・共有化を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画策定の促進など、住宅行政と福祉行政のより一層の緊密な連携強化を図ること。
- 2 住居確保給付金及び住宅セーフティネット制度の充実を図るとともに、令和2年度第二次補正予算で創設された居宅生活移行緊急支援事業について、当該事業を恒久化し、地方自治体の積極的な活用を推進すること。
- 3 令和3年度から実施される重層的支援体制整備事業について、必要な予算を確保し、市町村において、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた取組を一体的に実施することができるよう、市町村の包括的支援体制の構築などに係る必要な支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）12月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに市民ネットワーク北海道石川さわ子議員